

役員（理事）選出等に関する手順について

- 1 理事及び監事の選出については、定款第 21 条第 1 項の規定に基づき、総会の決議による。
- 2 会長、理事長、副会長、副理事長、専務理事及び常務理事の選出については、定款第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、新たに選出された理事の中から理事会決議により選任する。
- 3 各支部から当該所属支部連合会に候補者を推薦し、当該支部連合会は、臨時総会を開催し、割当数に相当する当該候補者と自ら立候補者とを集約し、11 月末日までに理事会事務局に報告する。ただし、理事会推薦候補者は、現在のところ 2 人（会長及び外部理事）である。

期日	内容	候補者選出の方策等	備 考
7 月中に通知を発出		1 協会事務局は、各支部長及び各支部連合会会長に対してそれぞれ臨時総会を招集の上、正会員の意見を集約して理事候補者を選定することとし、各支部長は当該理事候補者を所属する支部連合会が定める期日までにその会長に報告するよう通知する。 2 協会事務局は、各支部連合会会長に対し、11 月末日までに理事会事務局まで報告するよう通知する。	
8 月以降		協会事務局は、理事役員等の改選に関する手順について広報（告知）する。 1 8 月末頃に協会ホームページにアップする。 2 会報「警察犬」9-10 合併号に掲載する。	
9 月以降 10 月末日		1 通知を受理した各支部長は、臨時総会を招集して理事候補者を選定し、10 月末日までに所属支部連合会事務局まで推薦書を提出する。 2 自ら理事立候補者は、10 月末日までに所属支部連合会事務局まで推薦書を提出する。 3 各支部連合会会長は、臨時総会において、提出を受けた推薦書に基づき、その属する各支部長等と協議の上、割当数に相当する理事候補者を集約する。	会員個々の意思・意見を遺漏なく反映させるため所要の手立てを講じること。
12 月上旬 第 3 回理事会		次年度の予算案、事業計画及び理事・監事の推薦候補者数の集約（絞込み）並びに候補者個々人の適格性を協議して、おおむねの候補者を決定する。	
令和 9 年 2 月下旬 定時総会		<役員の選出について> 定時総会の終了後、同会場において直ちに理事会を招集し、会長 1 人（事務局長 1 人現在不在）、及び外部理事 1 人を除いた、理事 23 人の中から代表理事（理事長）及び業務執行理事を理事の互選により選出し、並びに業務運営部の部長等を選出する。	